

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ページ番号
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター 医事管理室)	787,095 円	21 件	1P
水道料金(建設部上下水道局上水道室)	1,017,113 円	103 件	3P
市営住宅使用料(建設部営繕住宅室)	1,531,589 円	7 件	9P
合 計	3,335,797 円	131 件	

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 亀山市立医療センター使用料・手数料
 担当部署 医療センター 医事管理室

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
1	54,380 円	平成28年3月31日	平成11年5月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年5月25日	債務者	亀山市民
2	35,000 円	平成28年3月31日	平成12年5月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年5月4日	債務者	亀山市民
3	6,540 円	平成28年3月31日	平成12年5月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年5月24日	債務者	亀山市民
4	1,050 円	平成28年3月31日	平成12年7月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年7月28日	債務者	市外在住者
5	189,315 円	平成28年3月31日	平成14年5月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年5月12日	債務者	亀山市民
6	117,750 円	平成28年3月31日	平成21年7月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年7月6日	債務者	亀山市民
7	8,950 円	平成28年3月31日	平成22年3月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年3月31日	債務者	亀山市民
8	1,050 円	平成28年3月31日	平成22年4月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年4月21日	債務者	市外在住者
9	650 円	平成28年3月31日	平成22年4月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年4月24日	債務者	市外在住者
10	23,800 円	平成28年3月31日	平成22年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年5月1日	債務者	亀山市民
11	105,993 円	平成28年3月31日	平成22年6月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年6月7日	債務者	市外在住者
12	43,780 円	平成28年3月31日	平成22年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年6月16日	債務者	市外在住者
13	14,680 円	平成28年3月31日	平成22年6月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年6月30日	債務者	亀山市民
14	71,920 円	平成28年3月31日	平成22年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年7月1日	債務者	亀山市民
15	1,760 円	平成28年3月31日	平成22年7月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年7月16日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 期	備 考
16	3,840 円	平成28年3月31日	平成22年7月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年7月28日	債務者 市外在住者
17	4,567 円	平成28年3月31日	平成22年8月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年8月28日	債務者 亀山市民
18	320 円	平成28年3月31日	平成22年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年9月16日	債務者 市外在住者
19	16,940 円	平成28年3月31日	平成22年11月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成25年11月30日	債務者 亀山市民
20	84,520 円	平成28年3月31日	平成23年1月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年1月1日	債務者 亀山市民
21	290 円	平成28年3月31日	平成23年1月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成26年1月4日	債務者 亀山市民
計	787,095 円					21件

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 建設部上下水道局上水道室

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
1	525 円	平成28年3月31日	平成22年10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
2	5,250 円	平成28年3月31日	平成23年6～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
3	525 円	平成28年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
4	9,450 円	平成28年3月31日	平成23年7月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
5	1,142 円	平成28年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
6	16,049 円	平成28年3月31日	平成20年6～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
7	4,023 円	平成28年3月31日	平成23年4～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
8	1,142 円	平成28年3月31日	平成23年7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
9	1,050 円	平成28年3月31日	平成23年6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
10	7,929 円	平成28年3月31日	平成21年8月～平成22年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
11	5,185 円	平成28年3月31日	平成23年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
12	6,300 円	平成28年3月31日	平成23年9月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
13	4,248 円	平成28年3月31日	平成24年2月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
14	6,245 円	平成28年3月31日	平成22年2月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
15	1,050 円	平成28年3月31日	平成21年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 期	備 考
16	7,494 円	平成28年3月31日	平成23年9月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
17	1,786 円	平成28年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
18	2,625 円	平成28年3月31日	平成22年8月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
19	1,050 円	平成28年3月31日	平成23年8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
20	4,725 円	平成28年3月31日	平成23年4月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
21	1,510 円	平成28年3月31日	平成23年5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
22	1,050 円	平成28年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
23	3,334 円	平成28年3月31日	平成23年9月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
24	1,234 円	平成28年3月31日	平成23年5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
25	5,894 円	平成28年3月31日	平成23年3月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
26	6,917 円	平成28年3月31日	平成22年12月～平成23年6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
27	2,495 円	平成28年3月31日	平成23年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
28	2,284 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
29	2,625 円	平成28年3月31日	平成23年7月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
30	4,005 円	平成28年3月31日	平成24年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
31	12,539 円	平成28年3月31日	平成23年7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
32	2,625 円	平成28年3月31日	平成23年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
33	8,968 円	平成28年3月31日	平成23年9月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
34	7,918 円	平成28年3月31日	平成23年9月～平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
35	2,625 円	平成28年3月31日	平成24年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
36	1,050 円	平成28年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
37	525 円	平成28年3月31日	平成23年4月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
38	6,380 円	平成28年3月31日	平成21年7月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
39	6,300 円	平成28年3月31日	平成23年4月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
40	1,050 円	平成28年3月31日	平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
41	4,438 円	平成28年3月31日	平成23年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
42	4,559 円	平成28年3月31日	平成23年10月～平成24年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
43	2,100 円	平成28年3月31日	平成23年12月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
44	6,300 円	平成28年3月31日	平成21年5月～平成21年10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
45	7,350 円	平成28年3月31日	平成22年7月～平成23年1月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
46	1,575 円	平成28年3月31日	平成23年4月～平成23年5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
47	525 円	平成28年3月31日	平成23年11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
48	3,602 円	平成28年3月31日	平成23年6月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
49	8,394 円	平成28年3月31日	平成21年4月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 期	備 考
50	8,400 円	平成28年3月31日	平成23年6月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
51	13,402 円	平成28年3月31日	平成21年4月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
52	5,775 円	平成28年3月31日	平成21年6月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
53	9,830 円	平成28年3月31日	平成21年12月～平成22年5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
54	6,988 円	平成28年3月31日	平成23年12月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
55	6,760 円	平成28年3月31日	平成23年4月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
56	10,514 円	平成28年3月31日	平成23年8月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
57	6,760 円	平成28年3月31日	平成23年4月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
58	2,100 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
59	5,250 円	平成28年3月31日	平成23年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
60	1,234 円	平成28年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
61	24,299 円	平成28年3月31日	平成23年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
62	3,150 円	平成28年3月31日	平成23年7月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
63	4,316 円	平成28年3月31日	平成23年7月～8月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
64	13,735 円	平成28年3月31日	平成23年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
65	5,872 円	平成28年3月31日	平成23年12月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
66	18,900 円	平成28年3月31日	平成23年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	日	債 務 者	備 考
67	5,775 円	平成28年3月31日	平成23年5月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
68	6,684 円	平成28年3月31日	平成23年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
69	5,434 円	平成28年3月31日	平成23年6月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
70	4,725 円	平成28年3月31日	平成23年6月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
71	2,064 円	平成28年3月31日	平成23年9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
72	1,050 円	平成28年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
73	10,614 円	平成28年3月31日	平成23年7月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
74	7,350 円	平成28年3月31日	平成23年6月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
75	2,560 円	平成28年3月31日	平成23年4月～5月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
76	16,426 円	平成28年3月31日	平成23年8月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
77	1,050 円	平成28年3月31日	平成23年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
78	27,601 円	平成28年3月31日	平成23年5月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
79	3,675 円	平成28年3月31日	平成23年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
80	4,725 円	平成28年3月31日	平成23年10月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
81	2,100 円	平成28年3月31日	平成23年11月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
82	3,150 円	平成28年3月31日	平成24年1月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者
83	3,150 円	平成28年3月31日	平成23年12月～平成24年2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日	備 考
84	1,575 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
85	4,725 円	平成28年3月31日	平成23年8月～12月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
86	2,100 円	平成28年3月31日	平成23年6月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
87	3,675 円	平成28年3月31日	平成21年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
88	4,200 円	平成28年3月31日	平成23年12月～平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
89	2,625 円	平成28年3月31日	平成23年4月～6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
90	8,151 円	平成28年3月31日	平成22年11月～平成23年6月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
91	1,050 円	平成28年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
92	21,458 円	平成28年3月31日	平成23年4月～10月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
93	1,050 円	平成28年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
94	1,575 円	平成28年3月31日	平成23年1月～2月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
95	5,775 円	平成28年3月31日	平成22年6月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
96	4,200 円	平成28年3月31日	平成21年4月～7月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
97	2,100 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 亀山市民
98	1,851 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外在住者
99	2,100 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外法人
100	1,943 円	平成28年3月31日	平成24年2月～3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外法人

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 期	備 考
101	3,254 円	平成28年3月31日	平成24年3月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外法人
102	393,270 円	平成28年3月31日	平成23年4月～9月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外法人
103	87,054 円	平成28年3月31日	平成20年5月～11月	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年3月9日	債務者 市外法人
計	1,017,113 円					103件

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 市営住宅使用料
 担当部署 建設部営繕住宅室

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
1	32,400 円	平成28年3月31日	平成24年1月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
2	343,200 円	平成28年3月31日	平成24年4月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
3	292,800 円	平成28年3月31日	平成25年4月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
4	157,677 円	平成28年3月31日	平成26年4月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
5	106,800 円	平成28年3月31日	平成20年11月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
6	292,800 円	平成28年3月31日	平成21年4月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
7	305,912 円	平成28年3月31日	平成22年4月1日	徴収停止の措置をとった日から一年経過(条例第8条第1項第5号)	平成28年1月29日	債務者	亀山市民
計	1,531,589 円						7件